

赤松公民館利用について

1 公民館利用時間（厳守してください）

- ・午前8時30分から午後10時まで
（午後10時には施錠します。清掃・片付けの上、駐車場からも退館のこと。）

2 休館日

- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・毎月第3日曜日（ただし、公民館長の判断により変更する場合があります。）

3 公民館利用優先順位

- 第1位 公民館及び佐賀市の主催等の行事
- 第2位 社会教育関係団体等の会議及び校区内諸団体の行事
- 第3位 公民館自主サークルの活動
- 第4位 公民館の貸館（利用内容によっては優先の場合あり）

※既に利用許可を出した場合でも、優先上位の行事が発生した場合、災害時に避難所となった場合、または公民館長が必要と認めた場合は、許可を変更または取り消すことがあります。

4 利用時間・回数の制限

- ・1ヶ月の利用回数については、原則ひと月に4回までとします。今後利用者が増加した場合は制限することがあります。
- ・1回の利用時間は、4時間を限度とします。（午前中は13時まで）

5 利用料金

- ・使用者が次のいずれかの項目に該当する場合は無料ですが、いずれにも該当しない場合は、使用料を徴収します。

- ① 公民館（自主登録）サークルである場合
- ② 市内に住所を有する場合（市内に事業所等がある場合を含む）
- ③ 市内に通勤または通学する場合
- ④ 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者を中心とする団体である場合。
- ⑤ 市内を活動の拠点とする団体である場合

★使用料（1時間あたり）

集会室	全室使用	720円
	1／2使用	410円
和室	全室使用	510円
	1／2使用	300円
調理実習室		300円

- ・冷暖房を利用する費用は使用者が負担してください。

6 利用についての禁止事項

1. 営利性にかかわるもの
2. 政治的中立性にかかわるもの
3. 宗教的中立性にかかわるもの

【禁止事項・例】あくまでも例です。詳細はお尋ねください。

- ・ 公民館で子どもを対象とした〇〇教室（習い事）を行う。
ただし保護者がサークル等を作り、保護者主導で謝金を決めて講師へ依頼する場合は可能。
- ・ 市民を対象とした展示会、商品の説明会を行う。
- ・ 就職説明会や面接試験を行う。
- ・ 劇団が使用料を徴収して、公民館でイベントを開催する。
- ・ 団体のみのみで政治に関する打ち合わせを行う。
- ・ 来館者へチラシ等を配布し、宣伝や勧誘を行う。
- ・ 市民を対象として、聖書の講座を行う。
- ・ 礼拝活動を行う。

7 利用（申込）方法

佐賀市公民館予約システムを使って申し込みます。事前に団体（個人）登録が必要です。

詳しくは資料をご参照ください。

なお、団体の指導者（講師）からの申請は受け付けることができません。

8 団体利用と個人利用

団体で利用する場合と個人で利用する場合の違いはありません。利用申込方法も同じです。

ただし、個人利用の場合は、公民館玄関に貼り出す利用一覧表に、個人名が記載されますのでご注意ください。

9 公民館利用上の注意事項

- ・ 利用前・利用後には事務室開室時間（平日 8:30～17:15）は事務室へ、夜間は管理人室に必ず声をかけて下さい。
特にその日の最後の利用者は、厳守してください。
- ・ 館内にはゴミ箱は設置していませんので、ゴミは各自持ち帰りください。
- ・ 音の大小にかかわらず、楽器演奏や音響機器（スマートフォン、CD プレーヤー類）など音を発する利用は、近隣住民、利用者への配慮が必要なため、必ず事前にご相談ください。
利用時間は 8:30～20:00 に限ります。
自主サークルおよびフリースペースの利用者は 22 時まで可能としますが、防音カーテンを閉め、音楽等も最小限の音量で利用するなどの配慮をお願いします。
- ・ 平日の夜間や土・日・祝日等、職員が不在の時の集会室の利用は全面利用のみになります。
- ・ 専用のシューズを使用する場合は、利用の部屋のみでの使用とし、他室や廊下での使用を禁じます。
- ・ フリースペース利用時は、スリッパ（室内履き）の着用はご遠慮ください。
- ・ 床に直接座って行う体操等は安全のため、マット等を敷いてご利用ください。
- ・ 絵画、書道など床が汚れる恐れがある場合は、新聞紙やシートなどを敷いてご利用ください。
- ・ 館内は全館禁煙です。喫煙される場合は、玄関ホール横（デッキ）の喫煙場所でのみお願いします。駐車場での喫煙も禁じます。

- ・利用後は、利用報告書（窓口に設置）に必要事項を記入後、カウンターに設置しているボックスに入れて下さい。
- ・宿泊を伴う利用は、教育目的の場合を除き、原則行っていません。

9 利用後の片づけ・清掃について

- ・利用者が出したゴミはすべて持ち帰り下さい。
- ・利用後は、片付け、清掃、窓の施錠を確実にして下さい。各部屋に、消毒液と消毒用布を設置しています。
- ・トイレ・洗面所を汚していないか確認し、後始末をして下さい。

【 集会室 】

- ・利用後は倉庫 2（管理人室手前）にある掃除機かモップで掃除をして下さい。
- ・カーテンで見えにくい窓の施錠を確実にしましょう。
- ・使用した机や椅子は各倉庫の決まった位置に戻して下さい。
（印あり…緑色：集会 室 1、黄色：集会室 2）
- ・使用した机は、消毒液で拭いてから各倉庫に戻して下さい。

【 図書室 】

- ・本や椅子は元の位置に整理整頓をして下さい。
- ・机は消毒液で拭きましょう。

【 和 室 】

- ・机や座布団は元の位置に戻しましょう。
- ・使用した机は消毒液で拭きましょう。
- ・利用後は倉庫 2（管理人室手前）にある掃除機かほうきで掃除をして下さい。
- ・障子やふすまを破損された時は、必ず申し出て下さい。すみやかに補修をお願いします。

【 調理室 】

- ・使用後はガスの元栓を必ず確認しましょう。
- ・使用後の食器類は、洗浄後は各自持参の食器用ふきんで必ず 2 度拭きをして衛生面に十分留意をして下さい。
- ・流しは、ごみを取った後に台ふきで水気をしっかり拭きとりましょう。
- ・調理台は、消毒液で拭きましょう。
- ・調理台周辺の清掃、床拭きを丁寧に行ってください。
- ・包丁を使用する場合は、事務室（閉室の場合は管理人室）へ申し出て下さい。使用後は必ず殺菌庫に戻し、施錠をお願いします。

【 フリースペース 】

- ・利用後は倉庫 2（管理人室手前）にある掃除機かモップで掃除をして下さい。
- ・使用した机は消毒液で拭きましょう。
- ・使用した机や座布団は元の位置に戻しましょう。

【参考資料：佐賀市公民館条例(抄)】

(使用の許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。

- (1) 社会教育法第23条の規定に抵触するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 公民館の施設、設備等を損傷し、または滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 公民館の施設、設備等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復するとともに、火気を使用した場合にあっては、消火の確認を完全に行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館職員の指示に従うこと。

(使用許可の取り消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定による措置により、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は前条第1項の規定によりその許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により、公民館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

【参 考】 社会教育法第23条

・公民館は、次の行為を行ってはならない。

1. もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
 2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- ・市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援してはならない。